

事業契約書(案)に関する質問・回答

【(仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業】
平成27年4月30日公表

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
1	事業契約書(案)	2	1	1条		(1)		定義	本号に定義する「本施設」とは、事業契約第55条に定める自由提案事業に係る施設は含まないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	2	1	1条		(4)		定義	本号に定義する「付随関連業務」とは、事業契約第55条に定める自由提案事業に係る業務は含まないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、自由提案事業の定義を設けます。契約書において修正します。
3	事業契約書(案)	2	1	1条		(8)		定義	本号に定義する「付随関連業務」とは、事業契約第55条に定める自由提案事業に係る業務は含まないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、自由提案事業の定義を設けます。契約書において修正します。
4	事業契約書(案)	3		1条		(25)		事業年度	事業年度は3/31を終期としていますが、SPCの決算年度も同じく3/31を終期とするとの理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	5	1	1条		(48)		定義	本号に定義する「本件工事」とは、事業契約第55条に定める自由提案事業に係る工事は含まないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	7	1	6条				本事業の概要	本条に定義する「本事業」には事業契約第55条に定める自由提案事業に係る事業は含まないという理解でよろしいでしょうか？	含まれます。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
7	事業契約書(案)	8	1	7条				事業者の資金調達	本条に定義する事業者の資金調達方法は、必ずしも「プロジェクトファイナンス」によらず、コーポレートファイナンスによることも問題ないという理解でよろしいでしょうか？	市は、金融機関が、PFI事業の主旨を理解して、本事業の安定性に貢献して頂くことを期待しています。 ご指摘のコーポレートファイナンスの意味が必ずしも明らかではありませんが、SPCの株主を保証人とする形態であることを意味するのであれば、そのような資金調達方法は認められません。 なお、第67条第2項の注書きは削除し、契約書により修正します。
8	事業契約書(案)	10	2	10条	3			設計業務の実施	本項に定義し、設置が義務づけられている「事業全体の総括管理者」は、「自由提案事業」に関してはその責任範囲外との理解でよろしいでしょうか？	自由提案事業については、総括する必要があります。
9	事業契約書(案)	11	2	12条	1			基本設計の完了	本項に定義し事業スケジュールが義務付けられる工事には、「自由提案事業」に係る工事は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	自由提案事業に係る工事スケジュールは事業者の提案に委ねますが、自由提案事業の維持管理・運営期間は本施設の維持管理・運営期間と同期間です。
10	事業契約書(案)	11	2	13条	1			実施設計の完了	本項に定義する実施設計には、「自由提案事業」に係る設計は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
11	事業契約書(案)	11		12条	3			基本設計の完了	基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨の通知は書面によりなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)	11		12条	4			基本設計の完了	基本設計に係る設計業務完了届を貴市が受領したということを証する書面等は出ますでしょうか。	書面により通知します。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
13	事業契約書(案)	12		13条	3			実施設計の完了	実施設計に係る設計図書の内容を確認した旨の通知は書面によりなされるという理解でよろしいでしょうか。	書面により通知します。
14	事業契約書(案)	12		13条	4			基本設計の完了	実施設計に係る設計業務完了届を貴市が受領したということを証する書面等は出ますでしょうか。	書面により通知します。
15	事業契約書(案)	13	3					工事監理業務	本章に定義する「工事監理業務」には、「自由提案事業」に係る工事監理は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
16	事業契約書(案)	15		17条	4			事前調査	土壌汚染及び地中障害に関しては、事業契約書(案)第4章第1節総則第17条4に準ずると考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染や地中障害物が判明した場合は本規定に従います。
17	事業契約書(案)	15		18条	4			近隣対策	但し書き以後の文面は貴市の条件及び近隣説明が起因となっていますので追加的な費用は貴市の負担となっていますが、その負担の方法については貴市と協議となっています。負担の方法とはどのようなものをお考えでしょうかご教示ください。特に具体的方法がない場合には「その負担の方法・・・」以下を削除いただけないでしょうか。	負担の方法について、個別具体の柔軟な対応が出来るよう意図した規定です。原案の通りとします。
18	事業契約書(案)	15	4	18条				近隣対策	第18条の2項で最低月1回の工事計画及び進捗状況を周辺住民に説明しなければならないとありますが、説明範囲と説明方法について具体的にございますでしょうか。	工事により影響を受けることが想定される住民に対し、チラシ等の配布・説明会の開催等を行うことが考えられますが、あくまで具体的な状況に応じて合理的な範囲及び方法にて行ってください。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
19	事業契約書(案)	15	4	18条	2			近隣対策	<p>・周辺地域への説明が「最低月1回は、……」とありますが、周辺地域からの要望があるのでしょうか？要望があるのであればそれ以外の周辺地域からの要望もご教示ください。</p> <p>・また、特に周辺地域からの要望ではない場合には、事業契約では頻度は特に規定せず「工事工程、作業時間等の工事計画及び進捗状況を見やすい場所に掲示する」等の文言に改めて頂けないでしょうか。</p>	<p>・前段について、周辺地域からの要望に関する調査は行っておりません。</p> <p>・後段については、原案のとおりとします。なお、事業契約書(案)に関する質問書No18回答もご参照ください。</p>
20	事業契約書(案)	17	4	24条	1			工事施工報告	<p>本条に基づく提出書類には、「自由提案事業」に係る図書は除外されるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
21	事業契約書(案)	19		31条	2			工事の一時停止	<p>供用開始日が変更された場合、必要に応じてサービス対価Bの支払スケジュールや回数も変更になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
22	事業契約書(案)	21	5	34条				第三者に対する損害	<p>第三者に対する損害の規定は、「自由提案事業」についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>含みません。したがって、自由提案事業に関する工事については、本条を準用する必要がありませんので。第18条、第22条、第34条及び第40条について自由提案事業に準用する旨の規定を設け、契約書において修正します。</p>
23	事業契約書(案)	22	5	36条				各種備品の調達・設置	<p>本条に使用される「供用開始日」は「自由提案事業」には適用されず、事業者の提案内容に任されるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)		資料	項目名	質問内容	回答
24	事業契約書(案)	24		40条	2				運営開始の遅延	開業準備等建設会社以外の責めに帰する事由で遅延した時も、当該条項の計算式を適用するのですか？	適用されません。したがって、自由提案事業に関する施設の施設整備費をベースに、本条を準用することとします。この旨の規定を設け、事業契約書において修正します。
25	事業契約書(案)	27	7	47条	1				施設供用業務の遂行計画	本条で定められる運営期間・修繕計画等の作成・提出義務は「自由提案事業」には適用しないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
26	事業契約書(案)	29		50条	1	(3)			業務の安全確保	「業務従事者に対する医師の面接指導体制を整備すること。」とありますが、維持管理企業、厨房設備企業又は運営企業における医師等との面接指導体制で良いでしょうか。	可能です。
27	事業契約書(案)	30	7	51条	1				セルフモニタリング	本条に定める「事業者提案書並びに業務計画書」に「自由提案事業」は含まないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
28	事業契約書(案)	31	7	53条	1	(1)			業務報告書の確認	本項に定める「業務報告書の確認」に「自由提案事業」は含まないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
29	事業契約書(案)	32	8	55条		(2)			自由提案事業	本項では、「本施設内」における自由提案事業について記載されておりますが、「事業敷地内」と「本施設内」のどちらでも自由提案事業の実施は可能であるとの理解でよろしいでしょうか？	自由提案施設は本施設には含まれず、本施設内に整備することもできません。事業契約書において修正します。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
30	事業契約書(案)	32	8	55条		(5)		自由提案事業	本項前段記載は、独立採算事業であるにもかかわらず、料金設定について市の承諾が必要とのことですが、一方で赤字事業となった場合の事業者側の解除権の記載がありません。追記をお願い致します。	原案の通りとしますが、ご指摘の場合においては、事業者は第1項第5号に基づき料金設定を合理的な範囲で変更することができるほか、市は事業者が取るべき対応について協議に応じる等必要な配慮をします。
31	事業契約書(案)	32	8	55条		(5)		自由提案事業	本項後段記載は、「市の承諾を得た料金設定を合理的な範囲で変更できる」とありますが、この趣旨は、事業を実施したところ赤字であった場合を想定されているのでしょうか？	ご指摘の場合も含まれますが、これに限られません。
32	事業契約書(案)	33	8	55条	2			自由提案事業	本項において、事業者は自由提案内容の変更ができる旨の定めがありますが、そもそも事業者側の解除権の取り決めがありません。自由提案事業の不振が、給食センター事業に影響しSPCの倒産事由等を惹起させないためにも、事業者側の解除権について明確な定めを規定願います。	事業契約書(案)に関する質問書No30回答をご参照ください。
33	事業契約書(案)	33	10	59条				契約期間	「自由提案事業」の契約期間の考え方(始期及び終期)については事業者提案によるどの考え方でよろしいでしょうか	事業契約書(案)に関する質問書No9回答をご参照ください。
34	事業契約書(案)	34		61条		(3)		債務者の債務不履行等による解除	事業者が破産等の条項該当時は、貴市は本契約の全部解除ができるとありますが、事業者とはSPC及びSPCの構成員、協力企業も含むのでしょうか。教示願います。	含みません。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)		資料	項目名	質問内容	回答
35	事業契約書(案)	36		65条	1				引渡日前の解除の効力	<p>・出来形部分には、設計費、工事監理費、会社経費等、出来形を構築する上で必要であった費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>・また、社会通念上買い取ることが合理的であると判断できる場合については、貴市は合理的な理由なしに買い取りを拒否しないと理解してよろしいでしょうか。</p>	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
36	事業契約書(案)	36		65条	1	(1)			引渡日前の解除の効力	冒頭記載の「第61条に」は「第61条の」の誤記でしょうか。	事業契約書において修正します。
37	事業契約書(案)	36	10	65条					引渡日前の解除の効力	契約解除時点において、55条に定められる自由提案事業に係る、事業者所有の施設等(出来形を含む。)が存在する場合は、当該施設等は、本条1項各号に定められる「本施設」の取扱いと同様の措置を受ける、との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の施設は、本施設には含まれず、55条1項2号の規定が適用されます。
38	事業契約書(案)	37	10	66条					引渡日後の解除の効力	契約解除時点において、55条に定められる自由提案事業に係る、事業者所有の施設等が存在する場合は、当該施設等は、本条1項乃至4項に定められる「本施設」の取扱いと同様の措置を受ける、との理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業に係る事業者所有の施設について適用されません。
39	事業契約書(案)	38		67条	1	(2)				「事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、前者を採用する。」とはどのようなことでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問書No7回答をご参照ください。
40	事業契約書(案)	38		67条					損害賠償	基本協定締結前には違約金は発生しないということでもよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)		資料	項目名	質問内容	回答
41	事業契約書(案)	38		67条	1				損害賠償	当該条項で規定される事業契約解除時の違約金については消費税を除いた金額をベースに算定するという理解でよろしいでしょうか。	消費税込みの金額です。
42	事業契約書(案)	38		67条	1	(2)			損害賠償	現状の違約金算定方法ですと、違約金額が変動費によって増減することになるため、事業者は事業期間を通じて最も違約金が高くなる年度を基準として資金調達を実施する必要が出てしまい、結果として入札金額が高くなってしまいます。違約金の算定は提案時の施設供用業務の遂行に係る対価総額の2/15としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
43	事業契約書(案)	38		67条	1	(2)			損害賠償	「支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額」中の変動費は、当初入札提案時の条件によって算定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	事業契約書(案)	38		67条	1	(2)			損害賠償	「※事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、前者を採用する」とありますが、前者とはどの部分を指しているのでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問書No7回答をご参照ください。
45	事業契約書(案)	38	10	67条	(2)				損害賠償	「※事業者がプロジェクトファイナンスによる資金調達を行う場合は、前者を採用する。」とありますが、ここでいう「前者」とは、具体的には何を指しますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問書No7回答をご参照ください。
46	事業契約書(案)	38	10	67条	(2)				損害賠償	「～施設供与業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額」とありますが、ここでいう「施設供用業務の遂行に係る対価」とは、事業契約1条で定義される「施設供与業務費」を指す、との理解でよろしいでしょうか。	施設供用業務の遂行に対する対価は、施設供用業務費のほか、施設供用業務の対価として支払われる金員がもしあればこれに含まれます。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
47	事業契約書(案)	38	10	67条	(2)			損害賠償	本条1項各号に定められる、事業者が支払うべき金額の計算にあたっては、各対価に係る消費税及び地方消費税相当額は含めない、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問書No41回答をご参照ください。
48	事業契約書(案)	39	10	67条	2			損害賠償	「～市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。」とありますが、当該状況においては、市に保険金請求が行えない合理的な理由がない限り、市の事業者に対する債務との相殺による充当に優先して、受領した保険金を違約金債権に充当していただける、との理解でよろしいでしょうか。	市に、事業者に対するその他の債権がない場合に限り、契約保証金を違約金に充当するよう努めます。
49	事業契約書(案)	40	11	72条				運営協議義務	本条で予定している運営協議会の開催は、「自由提案事業」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
50	事業契約書(案)	40	11	73条				金融機関との協議	直接協定におけるモニタリング内容には「自由提案事業」は含まないという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
51	事業契約書(案)	41		80条	1			権利等の譲渡制限	事業契約上の債権の担保提供については、貴市の承諾事項となっておりますが、事業者が融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	章	条	項	(1)	資料	項目名	質問内容	回答
52	事業契約書(案)	41		80条	2			権利等の譲渡制限	事業契約上の地位の担保提供については、貴市の承諾事項となっておりますが、事業者へ融資を行うこととなる金融機関より承諾依頼が寄せられた場合、貴市は合理的な理由なしに承諾を拒否しないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	事業契約書(案)	42		83条	2	(5)		要求水準の変更	変更に伴う費用負担についての条項を明示ください。	ご指摘の条項はありません。
54	事業契約書(案)	59					別紙11	サービス対価の構成及び支払方法	各対価に係る消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」)の支払方法については、消費税等相当額がひも付く対価の支払方法に準じて行われる、との理解でよろしいでしょうか。	法令に基づき計算されます。
55	事業契約書(案)	63		5	(1)		別紙12	サービス対価C総額の減額	累積ペナルティポイントが8以上の場合、サービス対価Cの支払いが停止されますが、この場合において、支払が停止されるのはサービス対価Cのみであって、役務の提供が完了しているサービス対価Bについては、事業契約別紙11 2(2)に定められるスケジュールに従い支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	事業契約書(案)	64					別紙13	法令変更による費用の負担割合	因みにフロン法改正による費用負担は①と④のどちらに該当すると考えればよろしいでしょうか？	①に当たります。なお、第63条は、事業契約締結後の法令変更を対象としていることにご留意ください。
57	事業契約書(案)	64				①	別紙13	別紙13 法令変更による費用の負担割合	「本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更の場合」とありますが、特別に影響を及ぼすとはどの程度を想定されているのでしょうか。コストに影響する場合と理解してよろしいでしょうか。	個別具体的な判断となりますが、結果の合理性も判断の材料になります。